

消 保 第 2049 号
令 和 7 年 1 月 9 日

各地域（救急）MC 協議会会長 様
各消防本部（局）消防（局）長 様

大阪府救急医療対策審議会
救急業務高度化推進に関する部会
部 会 長 加 納 康 至

アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤による
アドレナリンの投与対象拡大についての実証事業参加団体の公募に係る対応について

日頃から、本府メディカルコントロール体制につきましてご理解、ご協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
救急救命処置「アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネ
フリン）製剤によるアドレナリンの筋肉内投与」の投与対象拡大に係る実施体制整
備研究研究代表者から、別添のとおり実証事業に関して公募の案内があったところ
です。

つきましては、本実証事業への参加を希望される各消防本部（局）様におかれま
しては、別添記載の応募要件を満たすことを確認し、当該地域MC協議会の了承を得
たうえで公募いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、公募されまし
た際には、状況把握のため下記記載のアドレスまでその旨ご報告下さいますよう併
せてお願い申し上げます。なお、公募の際に必要な書類「MC協議会・消防本部
の参加要件」を満たすことを示す別添1については、□に✓を入れ、チェック項目
を確認したうえで当該地域のMC協議会会長名を自署にてご記入いただくことにより、
大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会（以下「高度化部会」
という。）としましても、当該参加を了承するものいたします。

また、別添記載応募要件の（ア）⑥、⑦や（イ）④の要件にかかる、安全管理要
領については、今後、高度化部会にて大阪府版を策定した後に、別途ご案内（今年
度中を目途）する予定ではございますが、本要領に代わるものを既に作成され各地
域（救急）MC協議会にて承認し運用されている場合については、各地域の要領等
を使用いただくことも可いたします。

各地域（救急）MC協議会会長様におかれましても、以上の旨ご承知おきくださ
いますよう何卒お願い申し上げます。

連絡先 大阪府救急業務高度化推進に関する部会 事務局 担 当：消防保安課 消防指導グループ 長崎、萬屋 電 話：06-6944-6458（内線）4712 e-mail：NagasakiM@mbbox.pref.osaka.lg.jp
